

簡易公募型指名競争入札 (単契) のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月11日

宇治市長 松村 淳子
(担当課: 契約課)

記

業務名	脱水汚泥再資源化業務委託（2）		
業務場所	東宇治浄化センター		
契約期間	令和7年5月28日～令和8年3月31日 308日間		
業務概要及び条件	脱水汚泥の収集運搬並びに再資源化業務一式		
予 定 価 格	¥24,970 /t (税込)	最低基準価格	¥17,000 /t (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和7年4月23日(水) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和7年5月21日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～④のすべてを満たすこと。<単体業者又はJV>

①脱水汚泥の建材化（セメント資源等）実績（元請）

②処分地（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県のいずれか）

③産業廃棄物処分業許可（処分地一汚泥）

④産業廃棄物収集運搬業許可（京都府一汚泥、処分地一汚泥）

- ・参加表明に際して

①単体業者

参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類③から⑦までを添付すること。

②共同企業体

・本業務を複数の者で履行する場合（例：運搬はA社、処分はB社）には共同企業体（構成員は何者でも構わない）として参加表明すること。

・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類①から⑦までのすべてを添付すること。

- ・注意事項

①入札決定後、処理方法についての資料を提出し、承認を受けること。

②現地確認を希望する場合は、事前に東宇治浄化センターの了承を得ること。

③処分地の所在都道府県が県外産業廃棄物の県内搬入処理基準を設定している場合はこれを遵守すること。なお、処理処分に要する費用のすべては、委託料に含まれるものとする。

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和7年4月11日（金）午前9時から

令和7年5月1日（木）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

脱水汚泥再資源化業務委託（2）仕様書

第1章 共通事項

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「脱水汚泥再資源化業務委託（2）」に適用する。

（業務期間）

第2条 本業務の業務期間は次のとおりとする。

契約日 から 令和8年3月31日 まで

（排出事業所）

第3条 本業務の排出事業所の所在地及び名称は次のとおりである。

所在地 宇治市木幡北島10番地

名 称 東宇治浄化センター

（汚泥の性状）

第4条 本業務の対象とする汚泥は、東宇治浄化センターの汚泥処理工程で発生する脱水汚泥（以下、「汚泥」という。）であり、性状は次のとおりである。

- 1) 含水率 約82～85%
 - 2) 有機性汚泥
 - 3) 脱水工程で高分子凝集剤とポリ硫酸第二鉄を、水処理工程でポリ塩化アルミニウムを使用
 - 4) 通常の保管において、腐敗・揮発等の変化はない。
 - 5) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障はない。
 - 6) その他、最新の分析結果は、発注者から受注者に提供する。
- 2 汚泥の性状等に変更があった場合は、発注者は速やかに受注者へ変更内容等の情報を通知する。

（委託数量）

第5条 本業務の委託数量は、汚泥400トン程度を予定している。ただし、数量に増減があっても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

（月間搬出処分計画）

第6条 受注者は、発注者が毎月中旬に提示する次月の月間搬出処分計画（以下、「計画」という。）に従い業務履行調整を行うものとする。提示から5日以内をめどに、受注者が調整の結果を発注者に報告することで、次月の計画を決定するものとする。ただし、本業務委託契約締結月の計画は発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

2 決定した当該月の計画に変更の必要が生じた場合は、事前に発注者と受注者の協議

の上、決定するものとする。ただし、緊急非常時においては事前協議なしに発注者から計画変更を行う場合がある。

(やむを得ない事由による業務一時停止)

第7条 受注者は、やむを得ない事由で運搬または処分ができない（以下「業務一時停止」という）ことが判明した場合は、すみやかにその事由と業務一時停止期間（日時）を書面で、発注者に報告し、了解を得るものとする。なお、業務一時停止期間を延長する場合は、延長理由を記した書面にて発注者に報告し、了解を得るものとする。

ここでいう「やむを得ない事由」とは次のようなことを想定している。

ア. 運搬または処分にかかる施設の運転不調や事故等のため、突発的に業務一時停止となった場合。

イ. 運搬または処分にかかる施設の保守点検作業等のため業務一時停止となる場合。

ウ. その他、業務を遂行できない事態に陥り、発注者が特に認めた場合。

(諸法規の遵守)

第8条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、関連する諸法規を遵守するものとする。

(産業廃棄物管理票の適用)

第9条 本業務は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を適用する。

- 1) 汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同法施行令第2条の産業廃棄物のうち、「汚泥（有機性汚泥）」とする。
- 2) 本業務では、電子マニフェストを使用し処分状況の確認を行うものとする。
- 3) 電子マニフェストの受渡確認票は発注者が用意する。
- 4) 電子マニフェストの「数量の確定者」は受注者とする。

(業務委託料の請求)

第10条 業務委託料の請求については、発注者の確認を受けた当該月分の業務ごとに請求するものとする。なお、本契約金額は、収集運搬から最終処分完了までに必要な費用の全てを含むものである。

(書類等の提出)

第11条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（契約締結時）
- 2) 産業廃棄物処分業許可証の写し（契約締結時）
- 3) 電子マニフェストの加入者番号及び公開確認番号（契約締結時）
- 4) 着手届（契約締結後5日以内）
- 5) 現場代理人通知書（契約締結後5日以内）
- 6) 主任技術者通知書・経歴書（搬出・処分）（契約締結後5日以内）
- 7) 運搬車両通知書（契約締結後5日以内）
- 8) 運搬経路通知書（契約締結後5日以内）

9)	処分場承諾届	(契約締結後 5 日以内)
10)	業務完了届	(当該月分の業務が完了した時)
11)	業務出来高報告書	(当該月分の業務が完了した時)
12)	その他特に指示するもの	(隨時)

(受注者の負担及び損害の補償)

第12条 本仕様書に定める他、下記に掲げる費用は受注者の負担とする。

- 1) 本仕様書に明記されていない軽微な事項に関する費用
- 2) 受注者が電子マニフェストを運用するために必要な費用
- 3) 排出事業所及び第三者に損害を与えた場合の補償費用
- 4) 業務遂行上必要な届出に関する費用
- 5) 受注者の責による契約解除時に本業務の履行途中にある汚泥の処理費用
- 6) 第6条にかかる追加費用

(再委託等の禁止)

第13条 本業務の履行について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得て法令の定める委託基準に従い再委託するときは、この限りではない。

(契約の解除)

第14条 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた汚泥の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、解除された後も、その汚泥に対する本契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている汚泥についての収集・運搬もしくは処分、またはその両方の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の汚泥を発注者の費用をもって当該汚泥を引き取ることを要求することできる。

(その他)

第15条 搬出作業が、排出事業所内での工事等と競合する場合は、発注者の指示に従い、作業の円滑を期すものとする。

- 2 本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

第2章 収集運搬業務区分

(業務概要)

第16条 本業務は、排出事業所で発生する汚泥を積み込み、搬出場所へ運搬するものである。

(産業廃棄物収集運搬業の許可)

第17条 本業務の遂行には、契約時に有効な京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業の範囲に「汚泥」を含む）を受けているものとする。なお、業務期間内に有効期間が切れる場合は、業務期間完了日まで有効な許可を受け、速やかに許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(荷姿及び運搬車両)

第18条 汚泥の荷姿はバラである。

運搬車両はコンテナ又はダンプトラック仕様とし、詳細は次のとおりとする。

- 1) 呼称10tの車両で、最大積載重量9t以上。
- 2) 道路運送車両法に定める検査に適合し、検査後改造していない車両。
- 3) 落下及び飛散による汚泥の流出防止（固形分・水分は問わず）並びに臭気対策のため荷台部は次の要件を満たすものとする。
 - ア. 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能。
 - イ. 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉が可能。

(収集・運搬過程における積み替え保管)

第19条 本業務では汚泥をコンテナにて運搬する場合で、かつコンテナごと別の車両へ積み替える場合のみ積み替えを行うことができるものとする。

2 積み替えを行う場合は積み替え場所ごとに許可証(写し)を提出するものとする。

(搬出場所)

第20条 汚泥の搬出場所は次のとおりである。

所在地 _____ 別紙2のとおり _____
名 称 _____ 別紙2のとおり _____

(作業内容)

第21条 本業務は、第6条の計画により指定された日時に、排出事業所内の貯留設備に貯留されている汚泥を積み込み、運搬するものである。

- 2 貯留設備での駐車については、発注者が誘導を行わないため、周辺設備に十分注意し、接触事故が起きないように努めることとする。
- 3 排出事業所内での事故については受注者の責にて処理を行うこととする。
- 4 貯留設備の操作は発注者が行うものとするが、積み込み作業には十分注意し、事

故のないように努めることとする。

- 5 積み込み作業後は、周囲の清掃を行い、汚泥の散乱及び悪臭の防止に努めることとする。
- 6 運搬に際しては、道路交通法・産業廃棄物運搬基準等、関連諸法規を遵守すると共に、汚泥の飛散・落下を防止するため、適切な処置を施すものとする。万一汚泥の落下等により道路・施設を汚した場合は、直ちに清掃消臭作業を行うこととする。

(搬出作業条件)

第22条 本業務を遂行するにあたり、以下の項目を遵守するものとする。

- 1) 搬出先までの運搬経路を提出し、発注者の承認を受けることとする。運搬経路に変更が生じた場合は速やかに発注者へ報告する。
- 2) 搬出量の計量は、運搬ごとに一般計量事業所にて汚泥の重量を計量し、委託料請求時に計量証明書（計量伝票）を発注者に提出するものとする。
- 3) 運搬終了後、電子マニフェストにて運搬終了報告をするものとする。

(汚泥の運搬に関する責任)

第23条 受注者は、汚泥の積み込み開始から運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

- 2 業務の過程において、発注者に起因する損害が発生した場合、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第3章 汚泥処理処分業務区分

(業務概要)

第24条 本業務は、排出事業所より搬出された汚泥を、近畿地区の中間処分場において、建材へ再資源化（セメント原料化）処理するものである。

(産業廃棄物処分業の許可)

第25条 本業務の遂行には、契約時に有効な処分場所所在地の府県市の産業廃棄物処分業の許可（業務の区分に「汚泥」を含む）を受けているものとする。なお、業務期間内に有効期間が切れる場合は、業務期間完了日まで有効な許可を受け、速やかに許可証の写しを発注者に提出することとする。

(収集・運搬)

第26条 本業務にかかる処分場所への運搬は、京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた下記の業者が当たるものとする。

収集・運搬業者住所 _____ 別紙1のとおり _____
収集・運搬業者名称 _____ 別紙1のとおり _____

(汚泥の処理に関する責任)

第27条 受注者は、汚泥の搬入に関する必要な手続きを完了した時から、処理の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。なお、処理終了後に、電子マニフェストにて処理終了報告をするものとする。

2 処理の過程において、発注者に起因する損害が発生した場合、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

(産業廃棄物税)

第28条 最終処分する場合の「産業廃棄物税」は、本契約金額に含まれるものとする。

第4章 特記事項

(脱水汚泥再資源化業務委託契約(2)にかかる業務履行区分)

第29条 脱水汚泥再資源化業務委託契約(2)を締結するにおいて、下記の業務履行区分を厳守するものとする。

1) 収集運搬業務区分履行者

所在地 _____ 別紙1のとおり _____
名 称 _____ 別紙1のとおり _____

2) 処理処分業務区分履行者

所在地 _____ 別紙2のとおり _____
名 称 _____ 別紙2のとおり _____

脱水汚泥再資源化業務委託（2）

收集運搬業務区分履行者

本様式に産業廃棄物收集運搬業許可証（写し）を添付すること。

名 称	
所在 地	
電話番号	
F A X	

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

脱水汚泥再資源化業務委託（2）

処理処分業務区分履行者

本様式に産業廃棄物処分業許可証（写し）を添付すること。

名 称	
所 在 地	
処理能力	
電話番号	
F A X	

所在地は近畿地区（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）とする。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印